

処分業者一覧（工事）

HP更新日（令和8年5月11日）

商号又は名称	所在地	処分事由	停止期間	理由
株式会社トニーチコンサルタント 北関東事務所	埼玉県さいたま市見沼区大和田町2-238-2	独占禁止法違反行為	令和8年2月2日 ～ 令和8年6月1日	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
大日コンサルタント株式会社 東 日本支社	東京都台東区東上野4-27-3上野トーセイビル	独占禁止法違反行為	令和8年2月2日 ～ 令和8年6月1日	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
大日コンサルタント株式会社 埼 玉事務所	埼玉県さいたま市南区南浦和2-31-13	独占禁止法違反行為	令和8年2月2日 ～ 令和8年6月1日	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
日本交通技術株式会社 埼玉営業 所	埼玉県川口市市川口6-7-14-103	独占禁止法違反行為	令和8年2月2日 ～ 令和8年6月1日	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
株式会社マルナカ設備工業	埼玉県入間郡三芳町藤久保6404	不正又は不誠 実な行為	令和8年5月11日 ～ 令和8年6月10日	三芳町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領別表第3の各号に該当したことにより、別表第2第9号の度重なる警告に該当したため。（町発注工事の完了検査において、工事成績総評点が6.5点未満の場合を2回）